生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)(案)

(名称) 広陵町地域公共交通活性化協議会

## 生活交通確保維持改善計画の名称

広陵町地域内フィーダー系統確保維持計画

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

広陵町の公共交通は、町唯一の鉄道である近鉄田原本線の箸尾駅、バス路線としては、① 広陵町の東部を南北に縦断する高田・平端線、②中央部を通過する高田・竹取公園行き、③ 西部を走る王寺・五位堂駅行き、五位堂駅・馬見丘陵公園行き、五位堂駅・馬見南二丁目行 きがあるが、このうち、①東部地区を走る唯一の路線である高田・平端線が利用者の減少に よって平成21年2月末で休止となった。また、これ以前にも、南東部地域の路線バスが廃止 になり、在来地域の交通弱者及び高齢者の交通手段の確保が最重要課題となった。

真美ヶ丘ニュータウン地域についても、路線バスは比較的充実しているが、公共施設の多くが在来地域にあるため、そこまでのアクセス手段が課題となっていた。

こうしたなか、廃止路線やバス運行休止路線地域を中心として、平成21年4月から、運賃無料のコミュニティバス「広陵元気号」の運行を開始した。当初は、前日までの予約が必要となる「予約型乗合自動車」として運行していたが、平成24年2月に「定時定路線運行」に変更した。平成25年2月には運行ルート、ダイヤ及び車両の見直しを行ったが、その後もさらなる利便性向上を望む声が多く寄せられていた。

また、路線バスについても、町内と大和高田駅を結ぶ上記②路線の利用者が減少し、維持が困難であるという状況を受け、平成26年10月からは赤字部分を関係市町で負担することで、運行を維持している。

このような状況を踏まえ、鉄道・バス・タクシーの各公共交通が連携して、まちづくりと一体となった公共交通の活性化に取り組むことが必要であると考え、広陵町の公共交通のマスタープランとなる「広陵町地域公共交通網形成計画」を平成28年5月に策定し、これに基づき、平成28年10月1日から広陵元気号を有料化した上で本格運行を開始した。

平成30年度には、運行に係る効果検証を実施した結果、大幅な見直しが必要となったことから、令和元年10月1日から新たな運行計画で運行を開始した。

新たな運行計画での運行による利用実態及び利用者要望を踏まえ、令和3年10月から南部 支線を再編し運行を開始した。

今後も広陵元気号を運行していく上で、大幅な運行赤字が生じることが想定されるが、公 共交通での外出を確保することでクロスセクター効果が発揮されることや、高齢化の進行と ともに、必要性もより一層高まることから、地域公共交通確保維持改善事業として実施する。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### (1)事業の目標

広陵町地域公共交通網形成計画では、平成 26 年度の広陵元気号の利用者数 24,670 人に対して、平成 33 年度(2021 年度)には 10%増の 27,000 人を目指していたところ、令和 2 年度(2020 年度)は、30,324 人であった。

昨年度から新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けているが、ワクチン接種開始による人々の外出機会の増加や南部支線再編により、利用者の増加が見込まれるため、前年度の利用者数の約120%(36,000人)を目標とする。

## (2) 事業の効果

#### ア、広陵元気号 中央幹線

広陵町の中央部を南北に縦断し、大和高田駅から当町が組合立で設置している国保中央 病院までを結び、住民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保され る。

イ、広陵元気号 南部支線

広陵町の東部地域から大和高田駅のほか、公共施設やスーパーに連絡し、住民の通勤・ 通学、買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

ウ、広陵元気号 北部支線

広陵町の北部地域及び西部地域から中心部である各公共施設や商業施設に連絡し、住民の買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・将来の公共交通利用者である町内の小学生を対象にバスの乗り方教室を実施 (広陵町、奈良交通株式会社)
- ・広陵元気塾への出張モビリティ・マネジメント(政策間連携)を実施(広陵町)
- ・将来の公共交通利用者である町内の小学生を対象に広陵元気号の標語募集(広陵町)
- ・広陵元気号の利用満足度向上を狙いお買い物ポイントカード制度を継続(広陵町)
- ・さまざまな決済方法を提供することにより、利用者の利便性向上を目指し、ICカードを導入し、継続して運用している。(奈良交通株式会社)
- ・よりわかりやすく、親しみの持てるバスであり続けるため、車両にラッピングを行い、ラッピング車両で運行を継続している。(広陵町)
- ・運転免許返納事業を平成 30 年度から実施し、運転免許返納者に対し、ICOCA 又は広陵元 気号の乗車券を配布(広陵町)
- ・広陵元気号の利用啓発を地域や身近な方へ行っていただき、利用者を増やすために、地域 の中からサポーターを募り、広陵元気号応援サポーター制度を実施予定(広陵町)
- PavPav を活用したキャッシュレス決済の運用継続(奈良交通株式会社)
- ・リアルタイムの運行状況が分かるバスロケーションシステムの運用継続(奈良交通株式会社)
- ・運行再編に伴う時刻表の作製(広陵町)
- 利用促進のため、広報挟み込みによる無料乗車券配布(広陵町)
- 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」のとおり。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

広陵町から運行事業者への運行委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた額を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

# 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に 準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

## 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

## 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

# 【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

従来の車両3 台と予備車両1 台は、走行距離が10万kmを超えている上に、バリアフリー設備や運賃収受のための必要な設備を備えていなかった。そのため、平成28年10月1日から開始した本格運行では、車両購入により運行サービス水準の向上が図られている。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

広陵町地域公共交通網形成計画では、平成 26 年度の広陵元気号の利用者数 24,670 人に対して、平成 33 年度 (2021 年度) には 10%増の 27,000 人を目指していたところ、令和 2 (2020)年度は 30,324 人であった。

昨年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているが、ワクチン接種開始による人々の外出機会の増加や南部支線再編により、利用者の増加が見込まれるため、前年度の利用者数の約120%(36,000人)を目標とする。

#### (2)事業の効果

ア、広陵元気号 中央幹線

広陵町の中央部を南北に縦断し、大和高田駅から当町が組合立で設置している国保中央病院 までを結び、住民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

イ、広陵元気号 南部支線

広陵町の東部地域から大和高田駅のほか、公共施設やスーパーに連絡し、住民の通勤・通学、 買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

ウ、広陵元気号 北部支線

広陵町の北部地域及び西部地域から中心部である各公共施設や商業施設に連絡し、住民の 買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

また、上記3路線にICカードの対応や車椅子の乗車スペースを有する車両(一部は適応していない。)を導入することで、利便性の向上が図られている。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者<u>【車両</u> 減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする 場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」のとおり。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

# 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

### 17. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成 30 年 6 月 19 日 第 19 回広陵町地域公共交通活性化協議会開催
  - 平成 31 (2019) 年 10 月以降の広陵元気号再編案について
  - ・平成31(2019)年度予算(案)について
  - ・平成31(2019)年度事業計画(案)について
- 令和元年 5 月 22 日 第 20 回広陵町地域公共交通活性化協議会開催
  - ・令和元年10月1日以降の広陵元気号運行ダイヤ(案)について
  - ・ 令和元年 10 月 1 日以降の広陵元気号停留所名称(案)について
  - ・平成30年度事業報告(案)について
  - ・平成30年度決算(案)について
- 令和元年 6 月 20 日 第 21 回広陵町地域公共交通活性化協議会開催
  - ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
  - ・消費税率改定による広陵元気号の運賃(案)について
  - ・路線の休止又は廃止に伴う事業計画の変更手続(案)について
  - ・ 令和元年 10 月 1 日以降の広陵元気号停留所名称(案)について
- 令和元年8月19日 第22回広陵町地域公共交通活性化協議会開催
  - ・地域内フィーダー系統確保維持計画変更(案)について
- 令和2年3月19日 第23回広陵町地域公共交通活性化協議会開催(書面決議)
  - ・令和2年度広陵町地域公共交通活性化協議会予算(案)について
  - ・令和2年度安心して暮らせる地域公共交通確保維持事業(運行効率化)について
  - ・令和2年度事業計画(案)について
- 令和 2 年 5 月 11 日 第 24 回広陵町地域公共交通活性化協議会開催(書面決議)
  - ・令和元年度広陵町地域公共交通活性化協議会決算書(案)について
  - ・令和元年度事業報告について
- 令和2年6月2日 第25回広陵町地域公共交通活性化協議会開催(書面決議)
  - ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
- 令和 3 年 1 月 15 日 第 26 回広陵町地域公共交通活性化協議会開催(書面決議)
  - ・広陵元気号南部支線の運行ルート・ダイヤ再編について
  - ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価(幹線・フィーダー・調査)(案)について
- 令和 3 年 3 月 29 日 第 27 回広陵町地域公共交通活性化協議会開催
  - 令和3年度広陵町地域公共交通活性化協議会予算(案)について
  - ・令和3年度安心して暮らせる地域公共交通確保維持事業(運行効率化)について
  - ・令和3年度事業計画(案)について
- 令和3年5月17日 第28回広陵町地域公共交通活性化協議会開催
  - 令和2年度広陵町地域公共交通活性化協議会決算書(案)について
  - ・令和2年度事業報告について
  - 南部支線運行再編について
- 令和 3 年 6 月 28 日 第 29 回広陵町地域公共交通活性化協議会開催
  - ・南部支線運行再編について
  - ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

## 18. 利用者等の意見の反映状況

- 〇広陵町地域公共交通活性化協議会には、利用者代表として商工会、町議会、区長・自治会 長会、老人クラブ連合会、婦人会から各1人、合計5人参加している。
- 〇以下のような公共交通に関するアンケート調査を実施した。

《住民アンケート調査》

・調査対象: 15歳以上(中学生を含む。)の広陵町在住者、2,000人

•調査方法:郵送配布•回収

・調査期間:平成30年10月16日から10月31日まで

《広陵元気号利用者アンケート調査》

・調査対象:広陵元気号の利用者 292 人

・調査方法:職員による聞き取り及び車内配布・回収

- 調査期間: 平成30年10月18日から10月31日まで

《住民ワークショップ》

• 実施回数:3回

• 実施日: 平成 31 年 1 月 26 日 (13 人)、平成 31 年 2 月 16 日 (13 人) 平成 31 年 3 月 9 日 (10 人)

・参加者募集方法:上記アンケート内で希望者を募った。

## 19. 協議会メンバーの構成員

別紙委員名簿のとおり

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

(所 属)広陵町役場企画部企画政策課

(氏 名) 岡崎 祐樹・芦原 徹

(電 話) 0745-55-1001

(e-mail) kikakuka@town.nara-koryo.lg.jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添 〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。